

障害児等療育支援事業

概要

目的

障害もある方もない方も地域で安心して暮らしていくことができるように、地域の支援体制の整備や充実を図ります。

対象

対象となる方		障害児 (こども)	障害者 (成人)	障害児(者)の ご家族	障害児(者) の支援者
在宅で	知的障害がある	○	○	○	○
	身体障害等がある	○	×	○	○
	重症心身障害がある	○	○	○	○
	以上の障害が心配される	○	○	○	○

実施主体

実施主体は県、政令指定都市、中核市で、社会福祉法人等に事業を委託することができます。
(委託した社会福祉法人等を「支援施設」という。)
なお、愛知県では支援施設のバックアップおよび地域支援を行う拠点施設を設置しています。拠点施設は、愛知県医療療育総合センターが担っています。

拠点施設の事業

支援施設と一緒に、県内の市町村に出向いて支援します。

各支援施設の依頼を受け、支援施設の職員と一緒に各市町村に伺い、グループ相談やケースを通した職員研修、講演会などをおこないます。

支援者向けの療育支援研修会を企画・開催します。

障害児(者)福祉や療育支援に関する講演会などをおこないます。
※令和4年度は対面での療育支援研修会は実施せず、愛知県医療療育総合センターYouTubeチャンネルに動画を掲載します。

動画配信について(最新の情報はこちらのリンク先ページに掲載しています)

支援施設の事業

支援施設とは

障害保健福祉圏域ごとに設置しており、令和3年4月の時点で13の施設があります（名古屋市を除く）。なお、名古屋市では同様の事業を実施しています。

事業の内容

支援者への支援（人材育成及び活用・地域の体制づくり）

地域の中で活躍する人材を育成します！

- 個別のケースを通した職員研修
様々な機関が集まり、ライフステージの切れ目のない支援や
保健・福祉・教育・医療等の今後の連携につなげます。
- 講演会・勉強会
地域のニーズに合わせて、障害の理解や保護者支援などの講演を行います。

ご本人・ご家族への支援

- グループでの相談・座談会など
保護者の方が集まる場（親子通園施設や親の会など）で日ごろの悩みなどを
共有します。
- 講演
地域のニーズに合わせ、子育てなどについての講演を行います。
- 個別相談など
ご本人やご家族の方に各支援施設に来ていただき、相談をお受けします。

愛知県内の支援施設について

	支援施設名	障害保健福祉圏域	圏域内市町村
拠点施設 愛知県医療療育総合センター	青い鳥医療療育センター	海部	津島市 愛西市 弥富市 あま市 大治町 蟹江町 飛島村
	愛厚弥富の里	尾張中部	清須市 北名古屋市 豊山町
	杜の家	尾張東部	瀬戸市 尾張旭市 豊明市 日進市 長久手市 東郷町
	樫の木福祉会	尾張西部	一宮市 稲沢市
	はーとプロジェクト こども発達支援センターおりーぶ	尾張北部	春日井市 犬山市 江南市 小牧市 岩倉市 大口町 扶桑町
	らいふ	知多半島	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
	豊田市こども発達センター	西三河北部	豊田市 みよし市
	岡崎市こども発達センター	西三河南部東	岡崎市
	三河青い鳥医療療育センター		岡崎市 幸田町

三河青い鳥医療療育センター	西三河南部西	西尾市
くるみ会		碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市
岩崎学園	東三河北部	新城市 設楽町 東栄町 豊根村
豊橋あゆみ学園	東三河南部東	豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市
豊橋市こども発達センター		豊橋市



〒480-0392 春日井市神屋町713-8

TEL:0568-88-0811(代表)

[医療療育総合センター](#) [中央病院](#) [発達障害研究所](#) [療育支援センター](#)

サイトマップ	個人情報保護ポリシー
------------------------	----------------------------

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [障がい福祉](#) > [障がい福祉情報](#) > 障がいのある児童等に対する療育支援について

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [その他社会福祉](#) > [地域福祉](#) > 障がいのある児童等に対する療育支援について

障がいのある児童等に対する療育支援について

更新日:2022年6月1日更新

障がいのある児童等に対する療育支援について

県では、社会福祉法人等に委託し、障がいのある児童等のライフステージに応じた発達の支援、生活の指導及び相談対応等を行い、障がいのある児童等やその家族の地域における生活の支援を実施しています。

利用対象者

県内(政令市及び中核市を除く)に在住する障がい(その疑いがある)児等及びその家族

※障害者手帳、療育手帳や診断がなくても、気軽に相談することができます。

※本事業の実施主体は福岡県で、社会福祉法人や医療法人等に委託し運営するため、相談費用はかかりません。

福岡県障がい児等療育支援事業

県内の13障がい保健福祉圏域に1か所ずつ、障がい児等及びその保護者を対象とした、障がい児等療育支援事業所を設置しています。事業の実施主体は福岡県で、社会福祉法人等に委託し、運営しております。

○家庭等を訪問する

(1)在宅支援訪問療育等指導

○外来の方法による

(2)在宅支援外来療育等指導

○障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対する

(3)施設支援一般指導

を行っております。

ご利用の際には、在住する地域にある担当施設にお問い合わせください。

[障がい児等療育支援事業所の相談窓口一覧](#)〔PDFファイル／104KB〕

※北九州市立総合療育センターでは、在宅支援外来療育等指導のみ実施しています。

福岡県発達障がい児等療育支援事業(医療連携型)

県では、増加する発達障がいへの対応を強化するため、医学的知見に基づく療育支援事業所を県北部地区に2か所・県南部地区に1か所設置しています。事業の実施主体は福岡県で、医療法人等に委託し、運営しております。

利用対象者は、発達障がい(その疑いがある)児等及びその家族の方です。

○家庭等を訪問する

(1)在宅支援訪問療育等指導

○外来の方法による

(2)在宅支援外来療育等指導

○障がい児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対する

(3)施設支援一般指導

を行っております。

ご利用の際には、在住する地域にある担当施設にお問い合わせください。

[発達障がい児等療育支援事業所\(医療連携型\)の相談窓口一覧](#)〔PDFファイル／96KB〕

その他福岡県での発達がいのある方への支援に関する情報

このページに関するお問い合わせ先

障がい福祉課

自立支援係

Tel:092-643-3263

Fax:092-643-3304

メールでのお問い合わせはこちら

千葉県障害児等療育支援事業

千葉県では、在宅の障害児等の療育を支援するため、千葉県障害児等療育支援事業を実施しています。

1.事業の目的

千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く。）の在宅の障害児等を対象に、障害児(者)の施設の機能を活用して、早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅の障害児等または家族に対し、適切な相談支援を実施することにより、身近な地域で療育指導、療育相談が受けられる療育支援体制の充実にを図ることを目的とする事業です。

2.事業の内容

(1)事業の種類

1. 訪問療育相談支援事業

事業所の相談支援専門員が家庭を訪問し、療育全般に関する相談を行い、必要に応じて専門の支援機関につなぎます。

2. 訪問療育支援事業

事業所の理学療法士等の職員が家庭を訪問し、理学療法や作業療法、心理療法等による療育指導を行います。

3. 外来療育相談支援事業

事業所の相談支援専門員が事業所等において、療育全般に関する相談を行い、必要に応じて専門の支援機関につなぎます。

4. 外来療育支援事業

事業所の理学療法士等の職員が事業所等において、個別又は集団に対して、理学療法や作業療法、心理療法等による療育指導を行います。

5. 施設支援指導事業

障害児を受け入れている保育所等の複数の職員に対して、事業所が医師、理学療法士や作業療法士等の専門家を派遣して療育の技術指導を行います。

(2)対象事業所

千葉県障害児等療育支援事業実施要綱第4条に基づく以下事業所等が対象となります。

1. 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター
3. その他障害福祉に関する事業を実施している法人

(3)従業者の資格

各事業の支援に携わる従業者に求められる資格は、千葉県障害児等療育支援事業実施要綱第5条に規定されています。

1. 訪問・外来療育相談事業
相談支援専門員
2. 訪問・外来療育支援事業
理学療法士、臨床心理士、社会福祉士等
3. 施設支援指導事業
医師、理学療法士、臨床心理士、社会福祉士等

(4)事業の実施期間等

各年度の4月1日から3月31日までの1年間で委託契約により実施します。

費用については、四半期ごとの実績に応じて予算の範囲内で委託料を支払います。

3.実施事業所

- [令和4年度受託事業者一覧 \(PDF：882.1KB\)](#)

4.説明会

令和4年度に向けた事業者説明会は実施の有無、方法等について検討中です。

- 【参考】[令和4年度千葉県障害児等療育支援事業の実施事業者の募集について](#)
[千葉県障害児等療育支援事業実施要綱 \(PDF：91KB\)](#)

お問い合わせ

所属課室：[健康福祉部障害福祉事業課療育支援班](#)

電話番号：043-223-2336

ファックス番号：043-222-4133

メールでお問い合わせ

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006

埼玉県障害児等療育支援事業について

[障害児等療育支援事業の御案内（PDF：88KB）](#) 

事業の目的

この事業は在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに、療育機能を支援する圏域における療育医機関等との連携を図り、障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的としています。

事業の内容

（1）在宅支援訪問療育等指導事業

ア.巡回相談

相談・指導を希望するご家庭に定期的または随時訪問し、各種の相談・指導を行います。

イ.訪問による健康審査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な障害児（者）の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、介護等に関する指導、助言を行います。

（2）在宅支援外来療育等指導事業

事業実施施設に来所していただく形で、各種の相談・指導を行います。

（3）施設支援一般指導事業

障害児の通う保育所や放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所などの職員に対し、在宅障害児（者）の療育に関する技術の指導を行います。

実施施設一覧

この事業は県内を17圏域に分けて実施しています。

[令和3年度障害児等療育支援事業実施施設一覧（PDF：105KB）](#) 

令和4年度の事業委託について【NEW】

令和4年度 障害児等療育支援事業 企画提案募集

令和3年度の事業委託について企画提案方式で実施施設を募集します。

企画提案募集要領をご確認の上、所管の福祉事務所まで応募してください。

※令和3年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延長し、又は停止することがあります。

[令和4年度埼玉県障害児等療育支援事業企画提案募集要領（PDF：139KB）](#) 

[埼玉県障害児等療育支援事業実施計画書（書式例）（ワード：66KB）](#) 

要綱等

[埼玉県障害児等療育支援事業実施要綱（PDF：175KB）](#) 

お問い合わせ

福祉部 障害者支援課 地域生活支援担当

郵便番号330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎1階

電話：048-830-3317

ファックス：048-830-4783

埼玉県庁

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話番号：048-824-2111（代表）

法人番号：1000020110001

Copyright © Saitama Prefecture. All rights reserved.